

**介護老人保健施設 合歓の木 訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
運 営 規 程**

(事業の目的)

第1条 医療法人仁勇会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設 合歓の木 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要な訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 合歓の木 訪問リハビリテーション
- 二 所在地 松山市古三津三丁目5番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業

務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 医師 1名（常勤兼務1名）

医師は、サービスの提供に当たって診療を行う。

三 作業療法士 2名（非常勤専従2名）

作業療法士は、医師の指示及び診療に基づいた訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 サービスの内容は、利用者の居宅におけるリハビリテーションとする。

- 2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とし、詳細は重要事項説明書のとおりとする。
- 3 利用料とその他の費用の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 5 サービスの利用をキャンセルされる場合、サービス実施日の前営業日の午後5時30分までに連絡がなかった場合、予定していたサービスの利用者負担額に当たる金額と同額をキャンセル料として請求します。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、松山市（ただし、島嶼部を除く。）とする。

（事故発生時における対応方法）

第8条 事業者は、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事業者は、事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならないものとする。
- 4 事業者は、事故の発生又は発生を予防するためのマニュアルを整備するとともに、事故発生防止と対策のための委員会【安全対策検討委員会】を定期的に開催する。
- 5 事業者は、事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的に行う。

(苦情に対する対応方法)

- 第9条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待の防止のための措置)

- 第10条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。
- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(秘密保持等)

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業者は、作業療法士の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

2 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

付則

この規程は令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 2 月 22 日から施行する。